

ご質問と回答のお願い

前略

ご承知のことと存じますが、当会は、貴職に対して支給された令和2～6年度政務活動費のうち、職員の給与、タクシーデ、ガソリン代、電話代への政務活動費の支出の合計1623万5018円が目的外支出にあたるとして、愛知県知事による返還請求を求める住民監査請求を2025年12月23日に行いました。

ところが、貴職は、過去5年分の収支報告書の訂正版を、本年1月13日づけで愛知県議会議長に提出し、監査請求の対象となった1623万5018円を含む1856万4463円を同年1月19日に愛知県に納付しました。上記納付を受け、愛知県監査委員は同年1月22日、監査請求を却下しました。

当会は、本監査請求に際して、人件費について長期にわたるカラ（水増し）雇用があること、他の費用についても、貴職が支出していない費用や私的費用への政務活動費の流用であることを主張しました。ところが監査決定によると、貴職は疑惑に答えることなく、返還理由について監査委員に対し「政務活動費の趣旨には反しておりませんが、手持ち書類の欠落など一部に不備があったため、活動内容や執行状況について丁寧な説明を行うには、今後相当な時間と労力を要すると思われます。その場合、議員活動の時間が奪われ、議員としての職責を十分に果たせなくなる可能性がありますので、熟考の上、この際返還することとしました」旨の書面を提出したとのことです。

しかし、カラ雇用はいうに及ばず、私的費用への流用など、当会が監査請求で指摘した事実は、場合によっては貴職に刑事責任を生じさせることとなる、重大な事柄です。しかも、過去5年にわたる政務活動費の不正支出疑惑に関するものであることから、これらが違法ということになれば、極めて重大な責任が生じると言わざるを得ません。

ところが貴職は返還理由を県民に説明することもなく、さらには「活動内容や執行状況について丁寧な説明を行うには、今後相当な時間と労力を要する」「議員活動の時間が奪われ、議員としての職責を十分に果たせなくなる可能性がある」と記載した書面を監査委員宛に提出するだけで、事態の収束をはかろうとしておられます。しかし、議会活動をすることと、議員としての説明責任を尽くすことは、一方が忙しいから一方ができない、という関係に立つものではありません。どのような状況にあっても、説明責任は政治家の義務です。そもそも、議会活動ができないほど、政務活動費の支出に疑惑を招いていることの重大性こそ認識されるべきと考えます。

以上の点から、当会は、貴職に説明をしていただきたく、本書面をお送りする次第で

す。質問書記載の事項について文書で回答されるよう、求めます。

ご回答はメールまたはFAXにて、2月末日までに下記名古屋市民オンブズマン宛にお寄せくださいますよう、お願いします。

なお、いただいたご回答はWebにて公表いたしますので、予めご了承ください。

2026年1月30日

愛知県議会議員 山下智也 様

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聰

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-9
チサンマンション丸の内第2 502
TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050
office@ombudsman.jp
<http://www.ombnagoya.gr.jp>

質問書

質問1 人件費について

監査請求書では、貴職が令和2年度から令和4年度までは、従業員を3名雇用し、令和5年度は4名、令和6年度は6名をそれぞれ雇用したとして、政務活動費の支出をしていたことに対し、仕事の補助をしていた被用者は多くても2名であり、うち1名に対しては一切賃金の支払いをせず、賃金の支払いをした被用者は1名だけであった、しかも賃金の支払いを受けた同人は週5日、午前中のみの勤務をしていただけであったと主張し、差額の返還を求めました。貴職は今回人件費を返還していますが、これについて質問致します。

- ①返還は当会の上記監査請求での主張を認めた、ということでしょうか。
- ②人件費は実際の支払い先が限定されている支出ですから、監査請求に際して受領を証明してもらうことは容易なはずですが、それをしなかったのは何故でしょうか。お答えください。

質問2 タクシ一代について

- ①メイタクラブで決済したタクシ一代は貴職ではなく、貴職以外の者が決済することは間違いありませんか。
- ②その他のカードを使ったタクシ一代の支出は、誰のどのカードを用いたものか説明してください。

質問3 ガソリン代

ガソリン代の領収証中、カードを使用した領収証の支払人名義を黒塗りにした理由をお聞かせください。また、黒塗りにした領収証と黒塗りにしていない領収証があることについてもご説明ください。

質問4 電話代

- ①貴職の事務所で携帯電話の契約をしているか否か、しているとすれば、いつから契約をしているかを明らかにしてください。
- ②元職員は事務所の固定電話で慶弔電報を送っていたと述べていますが、そのような事実はありますか、お答えください。

質問5 令和元年以前の政務活動費について

貴職が平成23年に初当選して以降の政務調査費・政務活動費に関して令和2～6年
度と同様の問題があるかどうかについて調査するご意思はありますか。ないとすれ
ば、その理由をお聞かせください。

○ご回答は2月末日までに、下記名古屋市民オンブズマン宛にメールまたはFAXにてお
願い致します。

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-9
チサンマンション丸の内第2 502
名古屋市民オンブズマン

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050
office@ombudsman.jp
<http://www.ombnagoya.gr.jp>